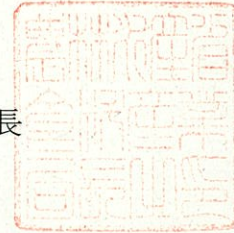


30食産第5021号  
平成31年3月26日

日本行政書士会連合会会長 殿

農林水産省食料産業局長



種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号  
(種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件)の一部を改正する  
告示の施行について (通知)

今般、種苗法施行規則の一部を改正する省令(平成31年農林水産省令第20号)及び種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件(農林水産省告示第560号)が平成31年3月26日付けでそれぞれ公布・施行されました。

これらの改正内容については、別紙のとおりですので、関係者への周知について御配慮方よろしく申し上げます。

なお、貴管下県に対しては、貴職から通知していただくよう申し上げます。

問い合わせ先  
農林水産省食料産業局知的財産課  
電話：03-3502-8111 (内線4301)  
担当：筒浦